

## がんばってまーす

### 人の話を聞く大切さ



香川県観音寺市市民部生活環境課技師

おおやま まさお  
大山 将央

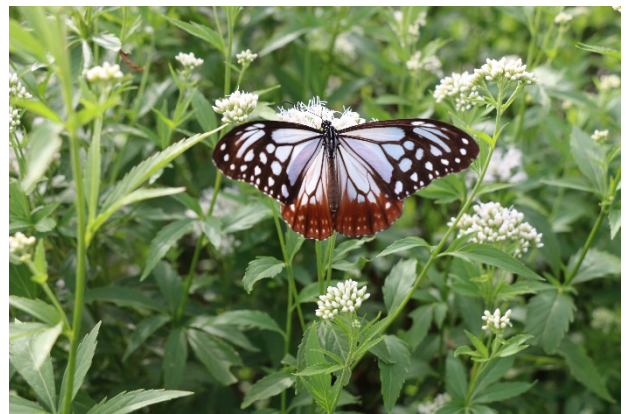
観音寺市は、香川県の西端に位置し、西は瀬戸内海の<sup>ひょうちなだ</sup>燧灘、南は<sup>きぬき</sup>讃岐山脈の<sup>うんべんじさん</sup>雲辺寺山、<sup>かなみやま</sup>金見山などを境に徳島県や愛媛県に接し、高知県にも近く、四国のほぼ中心に位置しています。市の中央部にはため池が多数点在する<sup>みとよ</sup>三豊平野が広がり、<sup>さいたがわ</sup>財田川や<sup>くにとがわ</sup>柞田川が流れる豊かで温暖な田園地帯となっています。

また、本市の海岸線には瀬戸内海で最大規模の海浜植物群落を有する<sup>ありあけはま</sup>有明浜があり、スナビキソウやハマウツボ、ウンランなど数多くの貴重な海浜植物が生息し、長距離の渡りをする蝶として知られる「アサギマダラ」の渡りの地にもなっています。

さらに、本市の沖合に位置する<sup>いぶきじま</sup>伊吹島は、讃岐うどんには欠かすことができない煮干しイワシ（いりこ）の生産が盛んで「いりこの島」として有名であるなど、本市は豊かな自然環境と水産資源に恵まれたまちとなっています。

一方、本市には藩主を歓迎するために一夜にして作られたと伝えられる<sup>ぜにがたすなえ</sup>銭形砂絵や四国遍路の札所である雲辺寺や<sup>じんねいん</sup>神恵院・<sup>かんのんじ</sup>観音寺、日本最古のアーチダムである<sup>ほうねいけ</sup>豊稔池があり、毎年約140万人の観光客が訪れています。また、毎年10月になると市内各地でちょうさ祭りが開催され、110数台もの金糸銀糸刺繍が美しい絢爛豪華な「ちょうさ（太鼓台）」と呼ばれる山車が市内を練り歩き、市外から大勢の観光客が訪れる一大イベントとなっています。

最近では、標高404mの山頂から観音寺市内と美しい瀬戸内海が一望できる<sup>たかや</sup>高屋神社本宮が「天空の鳥居」として有名になり、全国から多くの観光客が訪れ賑わいを見せています。



アサギマダラ

さて、私が所属する生活環境課では、環境保全係3名が公害苦情対応を担当しており、公害苦情以外にも環境美化や自然環境保全、地球温暖化対策やエネルギー施策、犬・猫、墓地、貯水槽水道など幅広い業務を行っています。環境保全係に寄せられる相談は年間約170件あり、悪臭や不法投棄、空き地の不適正管理に関する相談が多くなっています。特に、悪臭はほとんど野焼きが原因となったものであり、公害苦情件数の約30%を占めています。

一方、本市は光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）が県内測定局の中で高い状況にあり、常時測定を開始した平成24年以降、環境基準値を上回る状況が続いています。特に、PM2.5は、観音寺市役所局が全国測定局の中で

年平均値が高い上位10局に平成26年度以降ランクインし、30年度にはついにワースト1位となってしまいました。本市のPM2.5環境基準超過日は年々減少し改善傾向にあるものの、全国に比べて高い値である現状を踏まえて、悪臭対策とともに大気環境の保全からも野焼きへの対応が必要となっています。

野焼きは、①廃棄物処理法で焼却が禁止されている家庭ごみなどの野焼き（違反事例）と、②焼却禁止の例外として認められている野焼き（例外事例）があります。本市の野焼き件数のうち、約70%を占めている違反事例については、香川県や警察と連携して違反者に対して法に基づき適正な指導を実施していますが、例外事例に該当する農業に伴う野焼きは、法で認められた野焼きであることから、根本的な解決に結び付かず対応に苦慮しています。

本市は、市全域の約30%を農地が占め、特産品である「らりるれレタス」をはじめブロッコリーや金時にんじんなど県内有数の生産地となっています。稲作も盛んであり、収穫期にあたる9月～10月には市内で稲わらの野焼きが行われ、1年の中で最も野焼き苦情が多い時期となり、1日が野焼き指導で終わってしまう日もあります。

本市では、近年、農業地域に住宅を建てる事例が増えており、昔から灰の肥料利用や害虫駆除などを目的に行われてきた野焼きにより、「近所で野焼きしており煙が臭い」「洗濯物に臭いがついて困る」といった苦情が住民から多く寄せられるようになりました。さらに、最近では農業法人が大規模に野焼きを行うケースもあり、例外事例である農業に伴う野焼きであっても生活環境に支障を与えていると判断される事案も発生しています。

生活環境課では、市民から野焼きの通報があった場合、すぐに現地確認を行い、行為者に市に苦情があったことを伝え、一旦消火に応じてもらうようお願いしています。しかし、「昔からやってきたことなのに、なぜダメなのか。他の人も野

焼きをしているではないか」「後から移り住んできたのに文句を言うな」などの声が返ってくるのがほとんどであり、生活環境課に配属された当初は、しどろもどろになった経験が多々ありました。私自身も市内でも農地が多い地域で育ったことから、農業に伴う野焼きは季節を感じる昔からの風景と考えていましたので、野焼き苦情がこんなにも多いことに驚きを感じたことを覚えています。

何度か指導を繰り返している中で、こちらの主張を押し付けるのではなく、まず相手の話をしっかり聞き、自分なりに相手の立場に立ってみることが大切であることに気づきました。野焼きに関する苦情処理対応は、どうしても行為者である農業者に強く対応を求めてしまう側面があり、行為者はなぜ自分だけが悪者にされてしまうのかと怒ってしまいます。そのような状況の中、私も早く指導を終え、その場から立ち去りたいという気持ちが出てしまい、相手の話を十分に聞くことができず、結局苦情が長期化し、さらに問題を複雑化する結果となっていました。

農業者と話をすることを心がけて指導するようになると、野焼きする前に周辺住民に事前に周知することや住宅に煙がいかないように風向きを考えるなど、農業者にできることが分かり、自分なりに申立者と農業者の合意点を見いだせ、苦情が解決でき長期化することは少なくなりました。

公害苦情対応は、市役所の中でも市民から直接感謝される数少ない仕事です。公害苦情は、市をより良くする貴重な意見であり、一時的な対応に終わらせず、施策に反映させ、市民の安全・安心で快適な生活環境の実現に向けて頑張りたいと思います。